

公 告
令和 2年 4月 28日

徳山大学公立化検討業務委託に係る公募型プロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

周南市長 藤井 律子

1 プロポーザルの名称及び方法等

(1) プロポーザルの名称

徳山大学公立化検討業務委託に係る公募型プロポーザル

(2) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル方式

2 業務概要

(1) 業務名

徳山大学公立化検討業務委託

(2) 業務の目的

周南市（以下「本市」という。）では、令和元年8月6日に、学校法人徳山教育財団から「徳山大学の公立化に関する要望書」を受けたことに伴い、徳山大学が公立化することで地域貢献型の大学としてさらに発展し、本市における若者の定着や地域産業の振興とともに、本市との連携を強化し、様々な地域課題の解決を図ることにより、地方創生を実現していく可能性について検討を進めることとしている。

また、公立化にあたっては、本市の財政への将来的な影響についても分析し、持続可能な財政運営に十分に配慮される必要がある。

本業務は、こうしたことを踏まえ、既存の学部学科の改編及び新たな学部学科設置の検討、本市との政策連携の在り方、経営シミュレーションによる本市への財政負担等を調査・分析した上で、有識者による公立化検討会議を設置運営し、専門的かつ客観的な見地から検討し、公立化の方向性を決定するための判断要素とすることを目的に実施する。

(3) 業務の内容

「徳山大学公立化検討業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務委託期間

令和2年7月3日から令和3年3月31日

(5) 履行場所

周南市が指定する場所

3 担当課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市 企画部 企画課 公立大学推進室

電話 0834-22-8834

ファックス 0834-22-8224

電子メール kikaku@city.shunan.lg.jp

4 参加要件

次に掲げる事項をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 参加表明書提出日時点において、令和2・3年度「周南市競争入札等参加資格者名簿(業務委託)」の大分類「4.調査・研究(設計関係を除く)」の小分類「6.アンケート等調査・分析」または大分類「99.その他」の小分類「11.監査・コンサルティング」に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出時点で、会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)、その構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。

5 プロポーザルの手続き

プロポーザル手続き等の詳細については、「徳山大学公立化検討業務委託 公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）による。

6 参加表明の方法

プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等の提出書類を持参又は郵送により提出すること。受付期間及び時間内に必着とし、郵送の場合は書留郵便とすること。

(1) 参加表明書等提出書類の提出期間

令和2年4月30日（木）から

令和2年5月18日（月）まで

受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出先

周南市企画部企画課公立大学推進室

7 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領8（企画提案書等の提出）に定めるところにより必要書類を提出すること。

8 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式任意）を提出すること。

9 審査方法

提出された企画提案書は、実施要領10（審査方法）及び実施要領11（評価基準）に定めるところにより審査し、最優秀者を選定する。

10 契約方法

最優秀者と本市の協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、最優秀者が実施要領3（参加要件）を満たさないこととなった場合及び実施要領15（失格

事項) に該当した場合は、契約を締結しないことがある。

また、最優秀者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。なお、契約手続及び契約書は、周南市契約事務規則の定めるところによるものとする。

1 1 その他

本市は、契約締結後においても本企画提案等における欠格事項、不正又は虚偽記載等の事実が判明した場合は、契約を解除できるものとする。